



No.629  
3 分間  
**税ミナール**  
令和7年1月8日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 令和7年1月から、 申告書等の控えへの收受日付印の押なつがなくなります

国税庁では昨年12月16日(月)、ホームページで「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて(更新)」を公表した中で、今年(令和7年)1月から申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしてしています。

これは、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))を進めるなかで、e-Tax利用率は向上し、今後も利用拡大が更に見込まれることから、DXの取組の進捗も踏まえて、国税に関する手続等の見直しの一環とのことです。

対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局(沖縄国税事務所を含む)、税務署に提出される全ての文書となっています。

また、書面での申告等における申告書等の提出(郵送)については、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)してくださいということ、及び申告書等の控えへ收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じてご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします、としています。

なお、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対しては、国税当局から、今般の見直し内容について事前に説明を行い、「令和7年1月以降は、各種の事務において收受日付印の押なつがされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底いただくようお願いしているとのことです。

申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法としては、e-Taxによる申告・申請手続(e-Taxで申告等データの送信完了後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納される)、申告書等情報取得サービス(オンライン申請のみで、所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書につき書面提出した場合でも、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用し、PDFファイルを無料で取得することができる)、保有個人情報の開示請求(オンライン申請可で、税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することが可能、法人の申告書等には利用不可)、税務署での申告書等の閲覧サービス(税務署窓口での申請のみで、税務署の窓口で自身が過去に提出した申告書等を閲覧可能)等、があります。

その他の確認方法や、上記確認方法の要件や費用等の詳細や注意事項、及び申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する詳細は、以下から確認できます。

「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて(国税庁)」(令和6年12月16日更新)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A(国税庁)」(令和6年12月16日更新)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/pdf/0023001-078.pdf>

